

報告第 16 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年7月14日 報 告

守 谷 市 長 松 丸 修 久

報 告	頁 数
16号	1

専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年6月18日

守谷市長 松丸修久

1 和解の相手方

住 所 守谷市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇〇〇

2 和解の内容

(1) 事故発生日時

令和元年12月7日 午後2時頃

(2) 事故発生場所

守谷市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(3) 事故の概要

図書館所蔵のCDに貼付している盗難防止タグの劣化により、
カーオーディオからCDが取り出せなくなった。業者に依頼
し、CDを取り出すことはできたが、オーディオが動作不能
となった。

(4) 損害賠償額

92,323円

報 告	頁 数
16号	2